

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 中学校卒業後に最初に入学する高校の入学年月について、記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入すること。

【保護者等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 【申請者について】の欄に記入した親権者等以外に親権者等がいる場合は、該当者全員について記入してください。

【関係書類の提出について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の(1)～(5)は除きます。
 - (1) 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - (2) 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - (3) 法人である未成年後見人
 - (4) 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - (5) その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を提出できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④及び⑤並びに⑥のいずれかに該当するものを選択してください。
- ハ ①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。
- ニ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等と同等の関係）1名分の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 私立高等学校等入学準備サポート事業については、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象となりません。
 - (1) 保護者等が生活保護法の規定による保護を受けている者である場合
 - (2) 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く。）が措置されている場合
 - (3) 高校生等が入学する高等学校等に指定の制服又は常時着用を義務づける標準服がない場合